

文教・科学振興費の財源のための 国債発行を可能にする法案

【財政法の改正】

<立法の背景・趣旨>

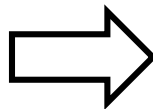
文教・科学振興分野の施策の充実強化を図るため、厳しい財政事情の下でも必要な財源を確保すべき。

→ 文教・科学振興分野の施策に予算を投じることを「未来への投資」と捉え、社会資本整備の場合と同様の方法で財源を確保することを可能にする必要がある。

文教・科学振興費の財源については、特別の法律によることなく、国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行することができるようにする。

現 行

財政法上、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てる場合に限り、国債の発行が可能



改 正 後

財政法上、文教・科学振興費の財源に充てる場合にも国債の発行が可能